

# 事業所から出る廃棄物の適正処理について

菊池市役所環境課

## はじめに

事業活動に伴って、事業所や店舗（農業含む）から排出される廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、**事業者自らの責任で適正に処理**しなければなりません。

事業主及び従業員の皆さまは、必ずご確認のうえ、法令に沿った適正な処理をお願いします。

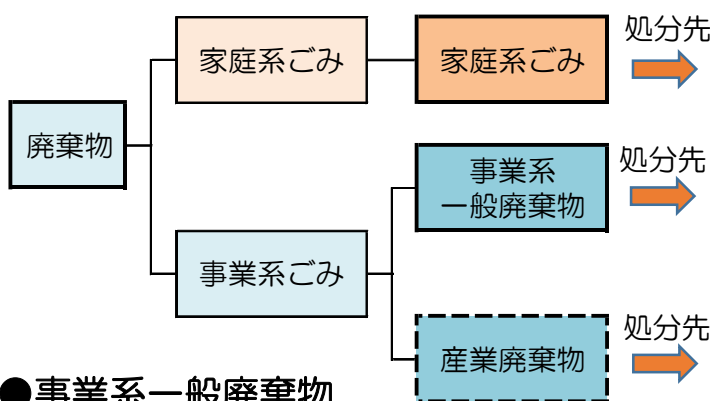
## ① 排出事業者責任とその重要性について

廃棄物処理法第3条では、以下のような**排出事業者責任**を定めており、その責任は廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではありません。仮に委託業者が不適正処理した場合は、**排出者（事業主）もその責任を追及される**ことがあります。

- 1) 事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任において適正に処理**しなければならない
- 2) 事業者は、廃棄物の減量化その他**適正な処理の確保**などに関して、国及び地方公共団体の施策に**協力**しなければならない。

## ② 廃棄物の種類と処理責任について

### 廃棄物の種類と処理責任の概要



### ●事業系一般廃棄物

木くず	剪定枝、割り箸など
紙くず	リサイクルできない紙
繊維くず	衣類、雑巾など
動植物性残さ	食べ残し、売れ残りなど

注：廃プラスチック類は産業廃棄物となる。

注：業種によっては産業廃棄物となる。

菊池広域連合の処理施設	事業所ごみの受入れ品目
菊池環境工場 クリーンの森合志	<b>事業系一般廃棄物のみ</b> (リサイクル可能なものを除く)
環境美化センター	事業系一般廃棄物のうち、リサイクル可能な古紙、衣類

※特殊な廃棄物や建設工事に伴うものを除く  
※菊池市内で発生したものに限り。

民間の産業廃棄物処理施設で処分する。  
※菊池広域連合（自治体施設）への持込みは厳禁！

- 菊池広域連合で処理できる。
- 産業廃棄物処理業者の施設で処理する。
- 処理責任は、市にある。
- 処理責任は、ごみを出す事業者にある。

## 解説

廃棄物を規制する廃棄物処理法では、廃棄物は大きく分けると、**家庭系ごみ**（家庭から発生したもの）と、**事業系ごみ**（会社、福祉施設、教育施設、NPO法人、宗教法人、農業、個人商店、イベントなどから発生したもの）に分類することができます。

さらに事業系ごみは、「**事業系一般廃棄物**」と「**産業廃棄物**」に分類されます。

⇒ 菊池広域連合の処理施設に搬入できる廃棄物は、**事業系一般廃棄物のみ**です。

⇒ 一般廃棄物と産業廃棄物の収集運搬業、処分業は、それぞれ別々(市と県)の許可です。

## 菊池広域連合とは

組合を構成する菊池市、合志市、大津町、菊陽町の2市2町から発生する一般廃棄物（家庭ごみなど）を共同で処理することを目的に設立された一部事務組合です。

### ③ 菊池環境工場クリーンの森合志に搬入

○ 持ち込みできるもの（事業系一般廃棄物）

#### 事業系一般廃棄物の例



紙コップ、  
ペーパータオルなど



臭いや汚れのついた紙



木くず類（注1）



汚れた布類  
（天然繊維に限る）



ちゅうかいるい  
厨芥類（生ごみ）（注2）



事務所などから出る  
茶がら、コーヒーかす



ガムテープ、  
付箋、シール類

**重要!**

食品や生花等の売れ残りは、  
・中身（事業系一般廃棄物）  
・プラスチック包装（産業廃棄物）  
に分けて排出してください。

注1 建設工事から発生したものは、すべて産業廃棄物のため搬入できません。

注2 食品製造業から発生した食品残さは、産業廃棄物のため搬入できません。

※汚れていないリサイクル可能な古紙類や布類は、環境美化センターでも受入れは可能ですが、できる限り民間の資源物回収業者で処理していただくようご協力をお願いします。

× 持ち込みできないもの（産業廃棄物）

#### 産業廃棄物の例



PETボトル、  
プラスチック包装類

→ 廃プラスチック類



発泡スチロール、PPバンド

→ 廃プラスチック類



食用油、ワックス類

→ 廃油（容器は素材による）



合成繊維

→ 廃プラスチック類



缶、傘の骨、金属パイプ

→ 金属くず



空きビン、陶磁器類

→ ガラスくず、陶磁器くず

## ●産業廃棄物

## 特定業種

あらゆる事業活動に伴うもの	1	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残渣物、その他の焼却かす
	2	汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイドかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥など
	3	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	4	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
	5	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む。)など、固形状液状全ての合成高分子系化合物
	7	ゴムくず	天然ゴムくず
	8	金属くず	ハンダかす、鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切屑くずなど
	9	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず(板ガラス等)、耐火レンガくず、タイル・陶磁器くずなど、石膏ボード、コンクリート製品の製造工程からのコンクリートくず
	10	鉱さい	高炉、平炉、電気炉等溶解炉かす、鑄物廃砂、ポタ、不良石灰、粉炭かすなど
	11	がれき類	工作物の除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトコンクリート製品、その他これに類する不要物
	12	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13	紙くず	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ②パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業に係るもの ③PCBが塗布され、又は染み込んだもの
	14	木くず	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ②木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業に係るもの ③PCBが染み込んだもの
	15	繊維くず	(天然繊維くずのみ) ①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ②繊維工業(衣服、その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの ③PCBが染み込んだもの ④羊毛くず等の天然繊維くず
	16	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
	17	動物系固形不要物	と畜場でとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
	19	動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
20	政令第13号廃棄物	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	

赤枠内に記載された産業廃棄物の中で、左記の特定業種以外で発生したごみが「事業系一般廃棄物」となります。

## ■業態で区別される7種(以下の業種から排出されるものは産業廃棄物です)

- 紙くず：建設業、製紙業、印刷業、出版業など
- 木くず：建設業、木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業など
- 繊維くず：建設業、繊維製品製造業など
- 動植物性残さ：食料品製造業・医薬品製造業・香料製造業、醸造業など
- 動物系固形不要物：と畜場、食鳥処理場で発生したもの
- 『動物の糞尿』、『動物の死体』：畜産農業(ブリーダー含む)など



これらは、業種や業態によって産業廃棄物が事業系一般廃棄物のどちらかに分けられます。

例えば、食品製造業から出る動植物性残さ(主に食品残さ)は産業廃棄物ですが、飲食店から出る食べ残しなどの生ごみは、事業系一般廃棄物という扱いです。

## ④ 産業廃棄物と一般廃棄物を正しく処理(委託)していますか？

コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの事業者が店頭回収して廃棄する空き缶、空き瓶、廃ペットボトル、廃プラスチックについては、事業活動に伴い排出された「産業廃棄物」として扱われますので、法令に基づき排出事業者の責任において、適正に処理(産業廃棄物として処理)を行ってください。

なお、産業廃棄物を一般廃棄物として、一般廃棄物を産業廃棄物として処理すると不適正処理となります。したがって、廃棄物の分類を正しく理解しておかないと、意図せず不適正処理を起こしてしまうことになり、廃棄物処理法違反で処罰される可能性もありますので注意が必要です。

**事業主の皆様は、不適正処理防止のため、チェックリスト(次頁)を活用しましょう!**



「紙くず・割りばし」は、事業系一般廃棄物ですが、回収ボックスの利用実態としては、廃プラスチックのレジ袋や弁当容器の混入が多く見受けられます。

産業廃棄物である廃プラスチックが混入した状態では、事業系一般廃棄物とは認められませんので、菊池広域連合施設への搬入は固くお断りします！

店頭回収した事業者（経営者）の責任で分別を行うなど、適正に処理を行ってください。

## 不適正処理防止のためのチェックリスト（必ず確認しましょう！）

### ● 廃棄物を保管する際のチェックリスト

- 保管場所（ごみ箱）は、産業廃棄物と事業系一般廃棄物をきちんと分けているか。
- 事業系一般廃棄物のごみ箱に、廃プラスチック類や金属くずなどの産業廃棄物が混入していないか。  
ごみ箱に投入した後の分別作業は、衛生面の観点などから混合廃棄物を誘発するため、好ましくありません。  
なお、産業廃棄物と一般廃棄物を混合したまま菊池広域連合の処理施設へ搬入すると、法令違反で処罰されます。
- 産業廃棄物は、種類毎に保管容器を設置するなど、正しい分別のための措置（対策）がされているか。

### ● 廃棄物の収集運搬及び処理を業者へ委託する際のチェックリスト

- ごみ処理業者との委託契約書は、産業廃棄物と一般廃棄物で分けて、それぞれ締結しているか。
- 産業廃棄物の委託契約は、“排出事業者と収集運搬業者”、“排出事業者と処分業者”それぞれ分けて契約しているか。  
※各契約書には、**都道府県**の許可証コピーを添付する。（運搬委託契約：積込み場所と荷卸し場所の都道府県許可が必要）
- 産業廃棄物の処分先（持込み先）が適切であるか許可証で確認したか。（菊池広域連合の処理施設**搬入は厳禁**）  
※事業系一般廃棄物の収集運搬委託契約書には、**菊池市**の許可証コピーを添付すること。
- 産業廃棄物の場合は、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付して、処理完了まで適切に確認しているか。  
※排出者に対するマニフェスト返却期限：B 2票(90日以内)、D票(90日以内)、E票(180日以内)

### ● 注意事項（主な廃棄物処理法違反の事例）

- 事業系一般廃棄物に産業廃棄物（廃プラスチックなど）が混入している
- 委託契約書に記載すべき法定事項が記載されていない
- マニフェストの適切な交付・保存（5年間）をしていない
- 無許可業者に廃棄物処理を委託した（許可証の未確認）

★ その他詳細は「**排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト**」環境省の解説をご覧ください。

## 注意：産業廃棄物などの違反ごみ搬入は、固くお断りします！

菊池広域連合施設経費の大部分は、搬入者が支払うごみ処理手数料**以外の貴重な税金です**。産業廃棄物（廃プラ類など）を搬入することは、排出側業者が適正な費用を負担していない**違法な行為となります**。したがって、展開検査（中身調査）や収集リストから排出者を特定のうえ、行政指導（警告）を行います。それでも改善がされない悪質な行為に対しては、**改善計画書の提出など、適正な搬入が担保される措置が講じられるまでは、施設への搬入を禁止しますので、十分にご注意ください。**

【環境省チェックリスト】



読取用の二次元コード

### ■ 菊池市の事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者の検索方法について

- ① 菊池市ホームページ検索バーに、「事業系 ごみ」と入力して検索する。
- ② ファイル名“**令和8年度**事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧”をクリックする。

事業系 ごみ



### お問い合わせ先

- ・一般廃棄物に関すること → 菊池市役所 環境課 廃棄物対策係 Tel：0968-25-7217
- ・産業廃棄物に関すること → 菊池保健所 衛生環境課（熊本県） Tel：0968-25-4135
- ・産業廃棄物処理業者の紹介に関すること → 一般社団法人熊本県産業資源循環協会 Tel：096-213-3356